

令和8年7月期 町営住宅入居者募集のしおり

1. 入居申込書にご記入いただく前に

町営住宅の入居資格については、いろいろな制限があります。
申込書にご記入いただく前に、このしおりを必ずお読みください。

2. 募集の日程

項 目	区 分
申込用紙配布期間 および 受付期間	申込用紙配布期間：令和8年6月1日（月）～7月15日（水） 受付期間：令和8年7月1日（水）～7月15日（水） ▼ 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ▽ 土・日・祝日の申込用紙の配布及び受付はいたしません
選考結果通知	8月下旬頃に郵送通知を予定しています
受付場所 (お問い合わせ先)	長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2 佐々町役場 建設課 総務班 TEL0956-62-2101

3. 募集の内容

令和8年7月1日から「募集対象住戸一覧」を窓口にて配布および町のホームページに掲載します。

4. 入居資格

住宅に困窮していることが明らかな方、または自ら住宅を必要とする方で、次の①～④の条件を全て備えている方

① 現に同居し、または同居しようとする親族がある方

※内縁関係にある者または婚約者（受付期間から4か月以内に婚姻予定）がある方を含む。

◆ 単身入居希望の場合は、次の記号のいずれかに該当される方

- (イ) 60才以上の方
- (ロ) 身体障害者手帳を所持している方（1～4級）
- (ハ) 精神障害者手帳を所持している方（1～3級）
- (ニ) 知的障害者の方で療育手帳を所持している方（A1・A2・B1・B2）
- (ホ) 戦傷病者手帳を所持している方（特別項症～第6項症 または第1款症の方）
- (ヘ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- (ト) 生活保護法による被保護者の方
- (チ) 中国残留邦人の方で支援給付を受けられている方
- (リ) 海外からの引揚者で、本邦に引き上げた日から起算して5年を経過していない方
- (ヌ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (ル) DV被害者（詳しくは建設課までお問い合わせください）

② 入居を申込まれる世帯で、収入のある方全員の合計所得金額から公営住宅法施行令に規定する控除額を差し引いて、12月で割った月額が下記の収入基準に該当する方

【公営住宅収入基準】・・・158,000円以下（高齢者・障害者等の世帯は214,000円以下）

※詳しいことは建設課までお尋ねください。

③ 国税・地方税（住民税・国保税・軽自動車税など）、公営住宅などの家賃を滞納していない方

④ 入居申込者及び同居者が暴力団員でない方

5. その他

入居が決定した際は、町内会への加入にご協力をお願いします。

※市瀬第2団地と末永団地および口石団地は、団地入居者で各町内会が構成されています。

6. 提出書類

(1) **町営住宅入居申込書兼誓約書**

(2) ① **マイナンバー利用に承諾の方** → **個人番号提供依頼書【指定様式⑨】**

※税申告されていない場合は、申告が必要になります。

※下記(4)の書類は不要です。

② **マイナンバー利用に承諾されない方** → **下記(3)区分に該当する書類及び(4)の書類**

※入居しようとする親族で、16才以上(就学者を除く)の方全員分の課税所得証明書を提出してください。

(3) 下記区分より該当する書類をすべて提出してください。

給与所得者 (サラリーマン) (事業専従者)	※令和8年1月2日以前から現在まで勤務先が変わっていない方は、 課税所得証明書(令和7年分)
	※個人番号提供依頼書【指定様式⑨】を提出される方は 不要 です。 ※令和8年1月2日以降に就職、転職された方は、 給与支払証明書【指定様式①】 (現時点での勤務先からの証明)
事業所得者 (自営業者) (外交員) など	※令和8年1月2日以前から現在まで同じ事業を営んでいる方は、 課税所得証明書(令和7年分)
	※個人番号提供依頼書【指定様式⑨】を提出される方は 不要 です。 ※令和8年1月2日以降に事業を始められた方は、 収支明細書【指定様式②】
年金・恩給受給者	※令和8年1月2日以前から年金などを受給されている方は、 課税所得証明書(令和7年分)
	※個人番号提供依頼書【指定様式⑨】を提出される方は 不要 です。 ※令和8年1月2日以降に年金などを受給された方は、 証書の写しまたは年金裁定通知書・改定通知書
生活保護受給者	福祉事務所長の証明または 保護決定通知書の写し を提出してください。
退職予定者	退職(予定)証明書【指定様式⑦】: 現在の勤務先 ※申込みから4か月以内に退職される場合に提出してください。 ※入居が決定した際は、4か月以内に職業安定所が発行する離職票等の退職したことを証明する書類を提出してください。
無職の方 ※右記いずれか1つ	①課税所得証明書(令和7年分) ②離職票 ③退職(予定)証明書【指定様式⑦】 ④雇用保険受給支給者証 ⑤事業廃止届の写しなど事業を廃止したことがわかる書類または収支明細書 上記いずれの書類も提出できない場合 → 無収入申立書【指定様式⑧】

(4) 住民票謄本（交付日より3か月以内の世帯全員記載分）

- ①市役所または役場の戸籍担当課発行（有料）の入居申込者および同居親族全員が記載されているもので続柄・世帯主・筆頭者等全てが確認できるものを提出してください。
- ②結婚予定で申し込みをする方は、入居申込者および婚約者の住民票謄本を提出してください。
- ③（2）にて個人番号提供依頼書【指定様式⑨】を提出される方は提出不要です。

(5) 戸籍謄本

親子兄弟で性が異なっている方、単身で申し込みの方、また父子・母子世帯の方など婚姻関係が無い方は提出してください。婚姻関係のある方でも、現在夫婦が同居していない場合など、必要に応じて提出をお願いすることがあります。

(6) 納税証明書または未納がない証明書（最新のもので、18歳以上の方全員分）

- ① 市役所または役場の税務担当課発行（有料）の「未納がない証明」を提出してください。
なお上記の「未納がない証明」は納税証明書（住民税等の賦課されている税全て）を提出していただいても構いません。
注1) 令和8年1月1日付けでお住まいの市町にて入手してください。
注2) 特別徴収に該当する方で、給与の月締めが10日締めの方は11日～14日に納税証明書を入手する際、最新月は未納となり得ますので、後日（20日～31日の間に）入手し、提出してください。

また、住民税が非課税の場合は、課税所得証明書を提出してください。

- ②普通自動車をお持ちの方は、令和8年度自動車税の領収書の写しを提出してください。

(7) その他の必要な書類（該当する書類はすべて提出または提示してください）

①身体障害者手帳または戦傷病者手帳

障害者手帳などの証明できる書類を提示してください。

②婚約申立書（結婚予定者の方）

結婚をされる方は、申立書【指定様式③】に必要事項を記入押印して提出してください。

※入居が決定した際は、受付期間から4か月以内に婚姻後の住民票謄本を提出してください。

③単身入居申立書（単身入居希望の方）

申立書【指定様式④】に必要事項を記入押印して提出してください。

④家賃納入証明書（現在家賃を支払われている方）

現在のお住まいの住居を賃借している方は、証明書【指定様式⑤】を提出してください。

（家賃が口座引落である場合は、通帳のコピーでもかまいません。）

⑤立退請求証明書（立退請求をうけている方）

正当な立退要求がでている場合は、その事実を証明書【指定様式⑥】で提出してください。

- ⑥車いす使用者専用住戸に申込みされる方は、常時車いすを使用していることを証明する書類（診断書等）を提出してください。

注1) その他必要に応じた書類を別途提出又は提示していただくことがあります。

注2) 提出して頂いた書類（所得証明書等）について、下記のとおりとします。

- ・入居決定者・・・返却できませんのでご了承ください。
- ・補欠者・・・希望された方のみ返却します。ただし、空き家が発生し入居決定となった場合、必要書類を再度提出していただきますのでご了承ください。
- ・非該当者・・・結果通知と同封して返却します。

7. 申込方法

入居申込者または同居親族の方が、受付期間内に申込書に必要書類を添え、直接役場へ申し込んでください。ただし、次のことにご留意ください。

- ①申し込みは、1世帯1通です。
- ②虚偽の申し込みをした場合は、無効になります。
- ③受付期間内に建設課窓口まで申し込みにおいでください。
(郵送による申込みは、受付を行っていません。)
- ④単身入居申込者は必ず本人が申し込みにおいでください。
- ⑤犬、猫、小鳥などのペットの飼育はできません。

8. 入居者の決定方法

○住宅に困窮する実情などを調査し、町営住宅入居者選考委員会にて公正な方法で選考し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定します。(※抽選ではありません)

○選考結果は、書面にて通知いたします。(8月下旬頃)

9. 入居の手続き

○敷金として、基本家賃の3か月分を納付していただきます。

○入居前に下記の書類を提出していただきます。

- | | |
|------------------------|-----|
| ① 連帯保証人2名の連署押印（実印）する請書 | 1部 |
| ② 連帯保証人の責務（同意書） | 2名分 |
| ③ 連帯保証人の印鑑証明書 | 2名分 |
| ④ 連帯保証人の課税所得証明書 | 2名分 |

※連帯保証人は入居者と同程度以上の収入を有する、2名（別世帯の方）をお願いします。

※入居する10日前までに請書の提出及び、敷金の納付をしていただきます。

※入居月の家賃は日割りとなります。（鍵をお渡しした日が入居日となります）

※駐車場を申込される場合は、駐車場申込書と駐車場の請書が必要です。

10. 退去の手続き

○町営住宅を退去される際は、下記の手順が必要です。

- ①町営住宅退去届の提出（退去日5日前まで）
↓
- ②退去検査（退去者・町・修繕業者で現地立会）
↓
- ③鍵の返還

※退去月の家賃は日割りとなります。

※退去される際は、下記のものについて退去者に修繕料を支払っていただきます。

- ・畳の表替（入居期間の長短によらず、すべての畳が対象）
- ・ふすまの張替（入居者の責による破れ、穴あき、落書き等がある場合）
- ・壁の塗装（入居者の責による剥がれ、穴あき、落書き等がある場合）
- ・その他入居者の責による破損等

※上記修繕にかかる業者は退去者で手配できますが、特に指定がない場合は、町にて手配します。

11. 入居資格の失格事項

入居決定された方で、次の場合は、入居資格がなくなります。

- ①申込（入居）資格を満たしていない場合
- ②入居申込書類に虚偽・不正の記載があった場合
- ③家族を不自然に分割又は合併して申込んだ場合（離婚調停中等、離婚が法的に成立していない場合）
- ④資格審査で必要な書類を期間内に提出されなかった場合
- ⑤結婚予定での申込で、婚姻後の住民票（夫婦分）を提出されなかった場合
- ⑥退職予定での申込で、職業安定所が発行する離職票又は年金事務所、全国健康保険協会が発行する健康保険被保険者資格喪失証明書等の証明書の提出がなかった場合
- ⑦指定する日までに敷金の納付及び請書を提出されなかった場合
- ⑧指定する日までに入居申込者及び同居親族が全員入居できない場合
- ⑨入居申込者及び同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合

※入居決定後、入居を辞退する場合は「町営住宅入居辞退届」を提出していただきます。